資料２－１

南砺市国民保護計画の変更概要

１　趣旨

南砺市国民保護計画は、国民保護法第３５条の規定により、国民の保護に関する基本指針に基づき作成する計画である。

ついては、基本指針の変更に係る閣議決定や、それに関連する富山県国民保護計画の変更等を踏まえ、今般、市国民保護計画において所要の変更を行うもの。

> 国民保護とは…、
> 万一、外敵から日本に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、国、都道府県及び市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うことをいう。

２　変更スケジュール（案）

国民保護法第３５条及び第３９条の規定に基づき、次のとおり執行予定。

・平成３０年１２月１４日：県へ事前協議
・平成３１年　１　月２２日：県から事前協議結果通知
　　パブリックコメント募集
　　（　１　月２３日～　２　月　１　日⇒意見なし）
・平成３１年　２　月１４日：市国民保護協議会へ諮問（答申）
　　県へ正式協議
　　県から正式協議結果通知
・平成３１年　３　月　　：市議会へ報告
　　公表

３　主な変更内容

①　基本指針の変更に伴う修正

・実践的な訓練の実施や、平素からＪ－ＡＬＥＲＴ（※１）による情報伝達と弾道ミサイル落下時等の行動パターンの周知に努めることが明記されたことに伴う追加

・武力攻撃事態（核攻撃等）への対応として、放射性物質による汚染の拡大防止を目的に、スクリーニング（※２）及び除染等の実施に関する規定を追加

※１　弾道ミサイル発射及び地震等の緊急情報を政府が発すると、人工衛星や地上回線を通じて市町村の防災行政無線を自動的に起動し、屋外スピーカー等で住民に知らせるシステム
※２　身体表面等の被ばく線量を測定し、除染等の必要性を迅速に判断すること

② 県国民保護計画の変更に伴う修正

・緊急対処事態に「原子力事業所等の破壊」を追加

・北陸新幹線の開業等による来県者の増加を想定し、大規模集客施設等における避難配慮を追加

・災害時厚生センター活動マニュアルに基づき、保健衛生対策（心のケア及び重篤患者への配慮）及び動物関係対策（動物保護への配慮）について追加

③ 災害対策基本法の一部改正等に伴う修正

・「災害時要援護者」を「要配慮者」に用語修正

・国民保護法の救援事務が「厚生労働省」から「内閣府（防災担当）」へ移管されたことに伴う所管省庁の修正

④ 原子力規制委員会の設置に伴う修正

・原子力利用に関する政策の一元化を目的に「原子力規制委員会」が設置されたことに伴う所管省庁の修正

⑤ その他軽微な修正

・市の組織改編に伴う部及び課名の修正

・市地域防災計画と整合を図るための修正

・気候等各種データの時点修正

等